

速報に関する処理要領について（例規）

最終改正 令和5. 7. 13 例規刑企21号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

重要事案等が発生した場合における速報要領については、現行個別規程に基づき、それぞれ処理しているところであるが、その処理の内容によつては、単に形式的にとどまるにすぎないもの、また、報告の過程において事務の重複となり、それぞれ不合理な点も多く認められるので、このたび、これらの事務を整理統合して速報事案の範囲、速報の方法、措置等についての報告処理系統を明確にし、報告の迅速正確と速報事案の適正な措置を図るため、昭和41年12月10日から下記の要領により処理することとしたので、誤りのないようされたい。

なお、次の例規通達は、廃止する。

重要事案が発生した場合における本部当直長（当直員）の処理要領についての例規通達（昭和33. 5. 14：3京警務第 602号）

重要刑事事件等の速報についての例規通達（昭和37. 12. 13：7京捜一第 659号）

記

1 速報処理の基本

(1) 速報事項

ア 所属長は、別表第1に掲げる事項に該当する速報事案（以下「速報事案」という。）が発生したときは、主管の課（室）長（以下「主管課長」という。）を通じて主管部長（次長、参事官、サイバーセンター長、組織犯罪対策統括室長及び理事官の所掌事務に係る速報事案にあつては、次長、参事官、サイバーセンター長、組織犯罪対策統括室長及び理事官を含む。以下同じ。）に報告するものとする。ただし、執務時間外においては、原則として当直長を通じて速報するものとする。

イ 速報事案のうち、警察職員が関係する事案については、当該職員の所属する所属長においても主管課長と密接な連絡のうえ、警務部長に報告するものとする。

(2) 速報区分

ア 速報事案の内容により、報告範囲及び緊急度を考え、次のとおり速報事案を区分する。ただし、事案の態様及び軽重を考え、別に定める区分によるものについては、この限りでない。

(ア) 1号事案 執務時間の内外を問わず、事案発生後、速報を必要とするもの。

(イ) 2号事案 事案発生後、最も近接した執務時間に速報すれば足りるもの。

イ 速報区分は、別表第1に定めるとおりとする。

(3) 速報方法

ア 速報は、別に要領を定めるものを除き、電話又は口頭をもつてその概要を報告し、必要により事後文書をもつて報告するものとする。

イ 速報の形式が定められているものについては、その形式に従つて速報するものとする。

ウ 速報事案発生の場合における基本的な報告系統は、別表第2のとおりである。

(4) 関係先に対する連絡通報

主管課長は、速報事案で他の所属に係るものとして、別表第1に係関係先所属を示した

ものについて（速報事案の内容によつては、この指定先のみ限定しない。）は、主管部長に報告するとともに、直ちに当該所属長に通報（連絡）するものとする。

(5) 警察職員の措置

警察職員は、速報事案を認知したときは、適切な措置を講じるとともに所属長に報告するものとする。

2 執務時間外における処理

(1) 速報事案に対する本部当直長の責任

当直長は、当直時間中に速報事案の発生を知りまたは受けたときは、次に掲げる事項に従つて処理し、その責任を負うものとする。

ア 当直長は、事案の概要を迅速には握し、必要な手配、その他応急的な措置をとるとともに、当該事案を主管する課長（あらかじめ主管部長が課長補佐を経由して速報すべきことを指示した事案については、当該課長補佐に速報すれば足りるものとする。）に速報し、事後の措置について必要な指揮を受けるものとする。

イ 関係警察署長に対しては、できる限り積極的に協力するとともに、当該事案について密接な連絡をとるように努めなければならない。

ウ 報道機関に対する発表を行なうときは、社会的影響をじゆうぶんに配慮して、軽易なものを除き、当該事案の主管課長の指示のもとに行なうものとする。

(2) 刑事部所管事項担当の副当直長の責任

刑事部所管事項担当の副当直長は、刑事部所管事項にかかる速報の処理について、便宜上、本部当直長の事務を代行するものとする。この場合において、速報にかかる事案が他の部に関係あるもの、または特に重要と認められるものについては、当直長に報告しなければならない。

(3) 主管課長の受報に伴う措置

当直長より速報を受けた主管課長は、次により措置するものとする。

ア 事案の内容を判断し、主管部長に報告する。

イ 事後の措置を要する事案については、自ら適宜の措置を講じ、又は当直長に対し、適確な指示を与えるものとする。

ウ 事案の内容に係る関係所属長に速やかに通報する。

この場合、必要により当直長に指示して、これに当たらせることができる。

(4) 速報に対する一般的処理

執務時間外における各事案に対する一般的な処理要領は、おおむね次のとおりとする。

ア 当直員は、速報事案の報告、申告または連絡を受けたときは、直ちに当直長に報告すること。

イ 通信指令課勤務員が当直長より先に速報事案を知つたときは、遅滞なく当直長に連絡するものとする。

ウ 速報の受理に当たつて、あらかじめ受理要領等について定めているものについては、その定めに基づき処理するものとする。

エ 速報事案の内容により管轄警察署が速やかに適当な措置をとることを必要とするものについては、当直員は協力して、積極的に関係警察署に手配、通報等を行なうとともに、情報を収集して、当直長の指示を受けるものとする。

オ 速報事案のうち、他の都道府県警察に対し、手配、通報、連絡を要すると認められるとき、または他からこれを受けたときで、緊急に措置を要するものについては、当直長の指揮により所要の手配、通報または連絡を迅速に行なうとともに、速やかに主管課長に報告して、事後の指示を受けるものとする。

カ 関係機関等へ通報を必要とする速報事案については、前記オに準じて関係先へ連絡などの措置を講ずるものとする。

3 警察署における速報処理体制

各警察署長は、この例規通達に即応した速報処理の体制を確立するため、別にその要領を定めるものとする。

別表第 1

速 報 事 案		主管課	関係課	速報 区分 (号)	備 考
項 目	内 容				
特異重要事件・事故等	1 凶悪・重要事件	捜査第一課	鑑 識 課 科学捜査研究所	1	科学捜査研究所については、殺人及び特異重要な放火事件に限る。
				1	
			1		
			生活保安課 組織犯罪対策第三課	1	(1) 暴力団の構成員による事件等は、7の項による速報に留意すること。 (2) 極左暴力集団による事件等は、15の項による速報に留意すること。
	警備第一課			1	
			鑑 識 課 地 域 課	1	
2 火災事案	(1) 官公署、学校、病院、駅等の重要施設の火災事案	鑑 識 課	1		

	(2) 重要文化財（建造物）の火災事案		鑑識課 生活安全企画課	1	
	(3) デパート等多数人が集中する場所及びり災戸数おおむね10戸以上の火災事案		鑑識課	1	
3 労働災害事故	電気、ガス、化学薬品、機械、土木建築工事、鉱山作業等に起因する特異重要な事故		鑑識課 科学捜査研究所	1	火薬類、ガス、化学薬品等の爆発事故であるときは、11の(6)及び(7)の項による速報に留意すること。
4 変死等	(1) 犯罪死体、変死体又は変死の疑いある死体を発見したとき。			1	
	(2) 溺死、縊死、轢死その他天災死などで犯罪に起因しないことが明らかな死体（警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第4条にいう死体）を発見したとき。			1	死亡、行方不明又は負傷者が多数に及ぶ水難、山岳遭難その他の事故の場合は、21の項による速報に留意すること。
5 知能犯事件等	(1) 通貨並びに特異重要な有価証券及び文書の偽造又は変造事件	捜査第二課	鑑識課	1	
	(2) 被害総額 500万円以上又は特異重要な詐欺、横領及び背任事件			1	
	(3) 公職選挙法違反事件			1	
6 窃盗事件	(1) 1件の被害額 200万円以上（自動車盗を除く。）の窃盗事件その他特異重要な窃盗事件及びこれらに関連する盗品等事件	捜査第三課		1	
	(2) 重要文化財の窃盗事件		鑑識課 生活安全企画課	1	

	(3) 銃砲、火薬類等の爆発物、毒劇物、特定物質、放射性同位元素、核原料物質、核燃料物質及び特定病原体等の窃盗事件		生活安全企画課 生活保安課 捜査第一課 鑑識課 警備第一課 警備第二課	1	
7 暴力団抗争等事件	(1) 暴力団の首領が行った事件又は暴力団の構成員による特異重要な事件	組織犯罪対策第二課	組織犯罪対策第一課	1	
	(2) 暴力団の抗争事件及びこれに発展すると認められる事件		組織犯罪対策第一課	1	
	(3) 銃砲等及び刀剣類並びに爆発物を使用した暴力団犯罪		組織犯罪対策第一課 組織犯罪対策第三課	1	
8 風紀関係事件	(1) 特異重要な売春関係法令違反事件			2	
	(2) 出版物、映画、演劇等による特異重要なわいせつ事件			2	
9 文化財関係事件等	(1) 文化財保護法第 193条（重要文化財の無許可輸出）に該当する事件	生活保安課	生活安全企画課 組織犯罪対策第一課	1	
	(2) 文化財保護法第 195条（重要文化財の損壊、き棄又は隠匿）に該当する事件		生活安全企画課 捜査第一課	1	
	(3) 重要文化財（建造物以外のもの）の焼失事案	生活安全企画課	捜査第一課 鑑識課	1	重要文化財である建造物の火災事案については、2の項によること。
	(4) 重要文化財の遺失、紛失事案		会計課	1	
10 少年事件等	(1) 少年による凶悪事件又は少年の身柄を拘束した事件			1	
	(2) 16歳未満の少年又は高校生以下の少年の身柄を拘束する必要がある事件			1	
	(3) 5人以上の集団による犯罪			1	

	(4) 学校教職員が児童又は生徒に対して行った事件	少年課		1	軽易なものについては、2号事案として処理すること。
	(5) 高校生以下の少年に係る校内又は授業中において発生した事案で、学校関係者による教育的措置との連携に特に配慮する必要があるもの			1	
	(6) 少年の福祉を害する特異な事件			1	
	(7) 薬物乱用の影響により発生したと認められる少年事案		組織犯罪対策第三課	1	
	(8) 児童虐待を受けたと認められる事案			1	
	(9) 修学旅行生に係る事案			1	特異なものではないものは、2号事案として処理すること。
	(10) 前号に掲げるもののほか、少年に関する特異な事案			1	
11 薬物・危険物等関係事犯等	(1) 覚醒剤、麻薬等（麻薬及び向精神薬取締法、あへん法及び大麻取締法に規定する薬物をいう。）に関する特異重要な事件	組織犯罪対策第三課	鑑識課 科学捜査研究所	1	
	(2) けん銃等に関する特異重要な事件			1	
	(3) 銃砲等及び刀剣類並びに火薬類（けん銃等に関するものを除く。）に関する特異重要な事件	生活保安課	生活安全企画課 鑑識課 科学捜査研究所	1	
	(4) 特定物質、放射性同位元素、核原料物質、核燃料物質及び特定病原体等に関する特異重要な事件	生活保安課	生活安全企画課 捜査第一課 鑑識課 科学捜査研究所 警備第一課	1	

	(5) 毒劇物による多数死傷事件他、毒劇物に関する特異重要な事件		生活安全企画課 捜査第一課 鑑識課 科学捜査研究所	1	
	(6) 高压ガス、化学薬品等の爆発事案			1	労働災害事案に該当するものは、3の項による速報に留意すること。
	(7) 火薬類の爆発事案	生活安全企画課	捜査第一課 鑑識課 科学捜査研究所	1	
12 公害事犯	緊急措置を要する公害事犯	生活保安課	科学捜査研究所	1	
12の2 サイバー事案	(1) 重大サイバー事案	当該事件の捜査を主管する課	サイバー捜査課	1	
	(2) 前号に掲げるもののほか、サイバー事案に関する特異な事案			1	
13 治安警備等事案	(1) 政治運動、労働運動、大衆運動、大衆行動等に伴って発生する事件又は事件に発展するおそれが大きいと認められる事案	当該事件の捜査を主管する課	地域課 警備第一課 公安課	1	
	(2) 突発的な警備事案が発生し、警備部隊の出動を要するとき。	警備第一課	警務課 地域課	1	
	(3) 継続中の警備事案が悪化し、警備部隊の出動を要するとき。			1	
	(4) 公営競技場の紛争事案が発生し、又はそのおそれがあるとき。	地域課	捜査第一課 警備第一課	1	
14 警衛対象者等に対する特異事案	(1) 警衛、警護及び身辺保護対象者の身辺に危害が及び又は及ぶおそれのある突発事案	警衛警護課	警備第一課	1	
	(2) 警衛、警護及び身辺保護対象者に対する上書建白、陳情、いやがらせ事案等の特異な事案			1	
15 テロ・ゲリラ事件	(1) 極端な国家主義的主張に基づく暴力主義的活動に伴って発生する事件	警備第一課	捜査第一課 鑑識課 公安課	1	
	(2) 極左的主張に基づく暴力主義的破壊活動に伴って発生する事件	警備第二課	捜査第一課 鑑識課	1	
	(3) その他テロ・ゲリラ事	当該事件の			

	件	捜査を主管する課		1	
16 外事関係事件等	(1) 特異重要な出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法違反事件	外事課	生活保安課 組織犯罪対策第一課	1	
	(2) 国際的背景が予想される政治的又は組織的な事件		組織犯罪対策第一課	1	
	(3) 亡命事案			1	
17 交通事故事件等	(1) 死亡又は重傷を伴うひき逃げ事件	交通捜査課		1	軽傷を伴うひき逃げ事件は、2号事案として処理すること。
	(2) 交通死亡事故（交通事故発生時から24時間以内に死亡したもの。）			1	
	(3) 負傷者がおおむね10人以上の交通事故			1	
	(4) 乗客のあるバスの転落等による人身交通事故			1	
	(5) 踏切における重傷事故その他特異な交通事故		地域課	1	
	(6) 欠陥車による交通事故、故意犯適用交通事故事件等特異重要な交通特殊犯事件			1	
18 指定事件等	(1) 警察庁指定事件、警察庁調整事件及び警察庁登録事件（これらの事件に酷似する事件を含む。）			1	
	(2) 京都府指定事件（これに酷似する事件を含む。）			1	
19 その他警察本部長の捜査指揮に係る事件	(1) 天皇及び皇族に対して行われた事件		当該事件の捜査に係る課	1	
	(2) 国務大臣、国会議員、知事、市長、都道府県議会議員その他これに準じる知名士が行った事件又はこれらに対して行われ		公安委員会補佐室（公安委員が関係する事件に限る。）	1	事件のうち交通事故（事件）については、次

		た特異重要な事件		総務課 当該事件の 捜査に係 する課		に掲げる 場合以外 は、2号 事案とし て処理す ること。 ア 速報 事案欄に 掲げる対 象者が第 一当事者 である場 合イ 人身 事故の場 合
		(3) 外交使節、随員及びその家族等外交特権を有する者並びに外国軍隊の軍人及び軍属に関する事件	当該事件の 捜査を主管 する課	当該事件の 捜査に係 する課	1	
		(4) 裁判官、裁判所書記官及び裁判所調査官並びに検察官及び検察事務官が行った事件（交通関係法令違反事件を除く。）又はこれらに対して行われた特異重要な事件			1	
		(5) 特別司法警察職員が行った事件（交通関係法令違反事件を除く。）又はこれに対して行われた特異重要な事件			1	
		(6) 公務員（みなす公務員を含む。）が行った特異重要な事件			1	
		(7) 金融機関、報道機関、主要な会社その他の団体役員が行った特異重要な事件			1	
		(8) 船舶の衝突・沈没事件、列車・電車の衝突事件、航空機の墜落事件、航空機・船舶・列車・自動車等の奪取事件で死傷者多数又は社会的反響の大きい事件			1	
	20 その他	その他前各号に掲げるもののほか、同一犯人により反復継続して敢行される事件（類似犯行を含む。）又は特に社会的反響が大きいと認められる事案			当該事件の 捜査を主管 する課	当該事件の 捜査に係 する課
災害・ 遭難事 案等	21 水難・山 岳遭難・雑 踏等事故	(1) 水難・山岳遭難、レジャースポーツ事故等で死亡、行方不明又は負傷者が多数に及ぶとき。	機動警ら課	鑑識課 警備第一課	1	
		(2) 風水害、地震、山崩れ、積雪等の気（地）象災害が発生し、死亡、行方不明若しくは負傷者が多数に及ぶとき、又は被害が広範囲に及ぶとき。	警備第一課	鑑識課 地域課	1	

		(3) 雑踏による事故で死傷者が多数に及ぶとき。	地 域 課	捜査第一課 鑑 識 課 警備第一課	1		
		(4) その他前3号に掲げるもののほか、特に社会的反響が大きいと認められる事案	警備第一課	当該事案に係る課	1		
職務執行に伴う特異な事案・紛議・事故等	22 捜査・職権行使に伴う紛議・事故	(1) 捜査に関する社会的反響の大きい紛議が生じ、又はそのおそれがあるとき。	当該事件の捜査を主管する課	監 察 官 室 刑 事 企 画 課	1		
		(2) 被保護者に関する重大な事故	人身安全対策課	公安委員会 補 佐 室 監 察 官 室	1		
		(3) 警察職員の人権侵犯及び職権濫用事案並びにその疑いがある事案	当該事案を主管する課	公安委員会 補 佐 室 警 務 課 監 察 官 室	1		
	23 受傷事故等	(1) 警察職員の殉職又は公務中の受傷事故（通常の教育訓練中のものを除く。）	当該事案を主管する課			1	(1) 軽傷の場合は、2号事案として処理すること。 (2) 交通事故については、29の(2)の項の速報要領によること。
			監 察 官 室	警 務 課			
		(2) 警察官の職務に協力援助した者が死亡又は受傷したとき。	当該事案を主管する課		警 務 課 監 察 官 室	1	軽傷の場合は、2号事案として処理すること。
24 被疑者事故等	(1) 被留置者の死亡（自殺・自殺未遂を含む。）、自他傷等の事故及び逃走、奪還、暴動、騒動等の事案	留置管理課	警 務 課 捜査第一課 当該被留置者に係る事件捜査を主管する課		1	(1) 護送中の事故及び事案を含む。 (2) 捜査第一課については、逃走事案に限	
		監 察 官 室					
	(2) 逮捕した被疑者の自殺、自傷等の事故及び逃走	当該被疑者に係る事件	警 務 課				

		等事案	捜査を主管する課	捜査第一課	1	る。
			監察官室			
	25 けん銃使用等事案	けん銃使用事案又はけん銃の盲発等の事故	監察官室	装備課 警務教養課	1	
	26 その他	その他前各号に掲げるもののほか、社会的反響が大きいと認められる事案	当該事案を主管する課	当該事案に係る課	1	
警察職員等の身上に係る事故等	27 公安委員の身上に係る事案	公安委員の一身上に関する特異な事案（例えば交通事故等）	公安委員会補佐室	総務課 警務課	1	
	28 警察職員等の死亡・疾病等	(1) 警察職員が疾病、災害等により死亡したとき。	警務課	厚生課	2	府の休日等の場合には、当直長に速報すること。
		(2) 警察職員の家族（配偶者、1親等の血族）が死亡したとき。				
		(3) 警察職員若しくはその同居者が感染症患者又は食中毒患者となつたとき、又はその者が転帰したとき。	厚生課	警務課 生活保安課	2	
		(4) 警察職員の自殺、心中（未遂を含む。）、失踪等の事案	監察官室	警務課	1	
29 警察職員に関する事案等	(1) 警察職員が行つた事件（交通関係法令違反事件については、無免許・飲酒運転に限る。）又は公務中の警察職員に対して行われた事件	当該事件の捜査を主管する課	当該事件に係る課	1	(1) 交通事故事件は、本項（2）の速報要領によること。 (2) 当該警察職員が当該事件の捜査を行う所属の職員でないときは、当該警察職員の所属にも速報すること（本項目の事件	
		監察官室	警務課			

					又は事案について以下同じ。)	
		(2) 警察職員の関係する交通事故（私用中の物件事故については、社会的反響が大きいと認められるものに限る。）	交通捜査課 監察官室	警務課	1	(1) 私用中の軽傷の人身事故（社会的反響が大きいと認められるものを除く。）は、2号事案として処理すること。 (2) 警務課については、職員が死亡又はそのおそれのある交通事故に限る。 (3) 警察車両の損傷を伴う場合は、33の(1)の項による速報に留意すること。
		(3) その他社会的反響の大きい警察職員の身上に係る事案（その疑いのあるものを含む。）	監察官室	警務課	1	
財産等管理上の事	30 公印管理上の事故	公印の盗難又は不正使用事案	公安委員会補佐室（公安委員会の公印の盗難又は不正使用に限る。） 総務課	警務課 監察官室 捜査第三課	1	捜査第三課については、盗難事案に限る。

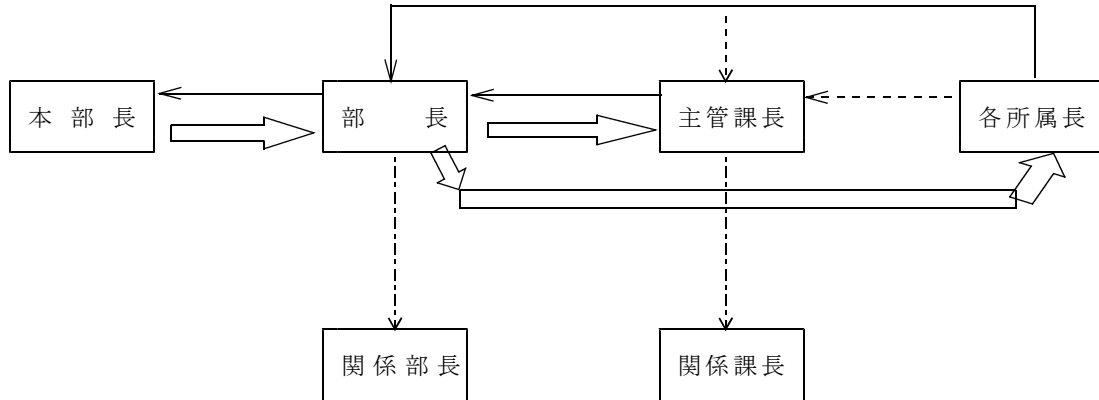
故等	31 文書等管理上の事故	公文書等の盗難、亡失等の事案	総務課	警務課 監察官室 捜査第三課	1					
	32 庁舎管理上の事故	(1) 警察庁舎等警察施設及び警察住宅（福利厚生会の所有に係る住宅を除く。）の火災発生事案及び天災その他の事故による滅失又は損傷事案	会計課	警務課 監察官室	1	損傷の程度の軽微なもの（火災事案を除く。）は、2号事案として処理すること。				
		(2) 警察住宅（福利厚生会の所有に係る住宅に限る。）等の火災発生事案及び天災その他の事故による滅失又は損傷事案	厚生課	警務課 監察官室	1					
	33 装備品、貸与品等管理上の事故	(1) 警察車両、警察用船舶（警察用水上オートバイを含む。）及び通信機材の盗難、亡失又は損傷事案	会計課	装備課 監察官室 捜査第三課	1	(1) 損傷の程度の軽微なものは、2号事案として処理すること。 (2) 捜査第三課については、盗難事案に限る。				
		(2) 警察用航空機の損傷等事案					会計課	装備課	1	
		(3) けん銃（弾薬を含む。）の盗難又は亡失事案					装備課	会計課 監察官室 捜査第三課	1	捜査第三課については、盗難事案に限る。
		(4) 警察手帳の盗難又は亡失事案					装備課	警務課 監察官室 捜査第三課	1	
		(5) 身分証明書の盗難又は亡失事案					警務課	監察官室 捜査第三課	2	
		(6) その他備品等重要物品の盗難、亡失又は損傷事案					会計課		2	
	34 その他	その他前各号に掲げるもののほか、社会的反響の大きいと認められる事故	当該事案を 主管する課	当該事案に 関係する課	1					

- 注1 「特異重要事件・事故等」及び「災害・遭難事案等」の項目等で、警察職員に関係するものについては、「警察職員に関係する事案等」の項目等を確認して、速報に誤りのないようにすること。
- 2 「特異重要事件・事故等」及び「災害・遭難事案等」の項目等で、警察施設等の滅失、損傷等に係るものについては、「財産等管理上の事故等」の項目等を確認して、速報に誤りのないようにすること。
- 3 速報事案に関しては、広報対策についても留意すること。

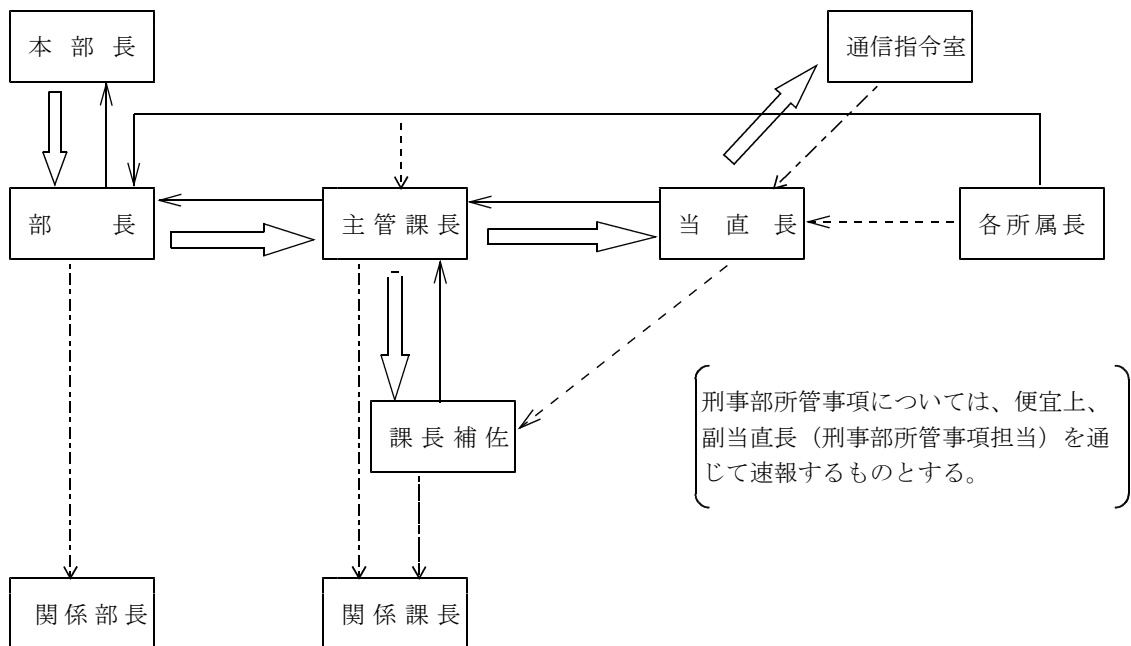
別表第2

速報事案発生の場合における基本的な報告（指揮命令）系統

○ 執務時間中



○ 執務時間外



凡	例
←	報告系統
⇐	指揮命令系統
←---	経由報告系統
←---	通報（連絡）系統